

職員の給与等に関する報告及び勧告について（談話）

令和4年10月11日
長崎県人事委員会
委員長 水上正博

本日、本委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告及び勧告を行い、この勧告が実施されるよう要請いたしました。

本委員会が、本年4月における県内民間給与と職員給与を調査したところ、民間給与が職員給与を0.24%上回っていました。ボーナスについても、民間の支給割合が職員の支給月数を0.10月分上回っていました。

この結果、本年の職員の給与については、月例給とボーナスの双方について、本年8月8日の人事院勧告の内容に準じた改定を行うよう勧告したものであります。

職員の人事管理に関する報告では、県政上の諸課題に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、行政を支える公務組織が、能率的で活力のある組織であり続ける必要があるとしております。

そのため、人材の確保について、採用試験の見直しや公務の魅力発信等の取組などが必要である旨報告しております。

加えて、人材の育成や能力・実績に基づく人事管理の推進のほか、働き方改革と勤務環境の整備として、多様で柔軟な働き方の推進や、長時間労働の是正、仕事と家庭生活の両立支援、職員の健康管理やハラスメント防止対策について報告しております。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与等を確保する機能を有するものであり、長期的な視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、人材の確保、職員の士気の保持、ひいては県行政運営の安定に資するものと考えております。

県民各位におかれましては、人事委員会勧告制度の趣旨について御理解をいただきたいと思っております。

県職員の皆さんにあっては、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応など、厳しい勤務環境の下、日々全力で県行政の推進に取り組んでおられることに敬意を表します。引き続き、県民の安全・安心な生活を守るとともに、県民からの期待と信頼に一層応えられるよう、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努めるとともに、高い倫理観と使命感を持って職務に精励されるよう要望します。

なお、最近の物価の動向やこれを受けた民間給与の状況、国の動向等について、本委員会としても注視していきます。